

九十九里有料道路飲料用自動販売機設置事業者募集要項

千葉県道路公社（以下「道路公社」という。）では、九十九里有料道路 一宮休憩所 に設置する飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者を募集しますので、募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、ご理解した上でお申込みください。

※応募希望者は、千葉県道路公社ホームページから関係書式をダウンロードしてください。

<http://www.chiba-dourokousha.or.jp/>

1 目的

公社所有財産の有効活用を図りながら自主財源の確保とともに、有料道路利用者への利便性の向上を図るため設置するものである。

2 公募施設

名称及び所在地

物件番号	名 称	住 所
1	九十九里有料道路 一宮休憩所	長生郡長生村一松中瀬丙 4 4 4 5 - 2

3 公募物件

物件番号	設置場所	設置面積(㎡)	販売品目	最低納付金額 (年額・税抜き)
1	九十九里有料道路 一宮休憩所	2.4 ㎡	清涼飲料水 (缶・ペットボトル他)	5 6 7, 0 0 0 円

※自販機の種類によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もありますので、応募前に必ず設置場所の確認を行ってください。

4 納付金及び使用料

- (1) 設置事業者は、納付金提案書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した納付金を道路公社が指定した期限までに全額を納入していただきます。
- (2) 設置事業者は、使用料として自販機 1 台につき年額 8, 8 0 0 円を納入していただきます。
- (3) 納付金及び使用料について、一年未満の契約期間に係る納付金並びに使用料は月割計算とし、一月未満の期間に係る納付金及び使用料は一月として計算します。
- (4) 使用料について、千葉県の手数料及び使用料条例が改定された場合は、改定後の最初の年度から適用します。

5 契約期間

- (1) 契約期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとします。
ただし、上記に定める契約期間の満了する3か月前までに契約継続の意向確認をし、
双方異議なきときは、当初設定した公募条件を変更しないことを前提に令和6年4月
1日から最長4年間を限度に契約期間を単年度更新することができる。
- (2) 契約を継続することが適当でないと認めるときは、契約を取り消すことがあります。

6 応募に必要な資格要件

次の全ての要件を満たす法人に限り、応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 公告の日から決定の日までの間に、千葉県の物品等一般競争入札参加者及び指名競争
入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者
- (3) 公告の日から決定の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等（昭
和57年12月1日制定）に基づく指名停止を受けていない者。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は許認可等の免許を有してい
ること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第
2号から4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (6) 公告の日から決定の日までの間に、物品調達等の契約にかかる暴力団等排除措置要領
に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）
第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること
- (8) 千葉県内に本店又は支店・営業所があること。
- (9) 千葉県税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (10) 自販機の設置業務において、3年以上自ら管理・運営する実績を有すること

7 設置条件

- (1) 自販機本体
 - ① デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。
 - ② 設置する自販機はユニバーサルデザイン仕様の機種であること。
 - ③ 省エネタイプのノンフロン対応機種であること。
 - ④ 「3 公募物件」で定めた設置面積以内のサイズであること。
 - ⑤ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使
用による犯罪防止に万全をつくすこと。
- (2) 転倒防止対策
「自動販売機の据付基準」（JIS規格）や業界自主基準などを遵守した転倒防止対策
を施すこと。（自販機は床面に固定し、転倒防止対策を施すこと。）

(3) 空き容器回収ボックス

自販機の設置場所ごとに、1 個以上の空き容器分別回収ボックス（ペットボトルキャップ用も別途設置すること。）を設置し、設置事業者の責任において、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり周囲に散乱しないような回収頻度と回収量を設定し、適切に管理、回収・処分すること。

なお、処分にあたっては、容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

8 質問書及び回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受付けます。

- (1) 受付期間 令和 5 年 2 月 28 日から令和 5 年 3 月 13 日まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までとします。
- (2) 受付方法 質問書（別記様式第 5 号）に記入のうえ、ファックス又は電子メールにて提出してください。

千葉県道路公社 道路部 道路課 業務室

TEL 043-227-9333

FAX 043-225-8619

E-Mail dourobu-gyoumu2@chiba-dourokousha.or.jp

- (3) 質問者への回答 質問者に対しファックス又は電子メールで個別に回答します。

9 提出書類

応募にあたり、以下の書類（正本 1 部）を道路公社に提出していただきます。

なお、道路公社が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがありますが、その際の費用は応募者負担においてお願いします。

また、提出書類に関しては、理由の如何を問わず、返還いたしません。

- (1) 応募申込書（別記様式第 1 号）
- (2) 納付金提案書（別記様式第 2 号）

設置予定事業者の決定に当たっては、納付金提案書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって納付金とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった提案納付金額の 110 分の 100 に相当する金額を納付金提案書に記載してください。

- (3) 販売品目一覧表（別記様式第 3 号）
- (4) 誓約書（別記様式第 4 号）
- (5) 設置する自販機のカatalog（寸法、消費電力等が確認できるもの）
- (6) 会社概要書、定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

※商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書を含む。

- (7) 6 (2) に係る許認可書等の写し
- (8) 千葉県税（千葉県県税条例規則第四十号様式（その2）の未納税額がない証明）、消費税及び地方消費税（納税証明書（その3）の未納税額がない証明）の各納税証明書
- (9) 印鑑証明書
- ※① 納税証明書及び印鑑証明書は、提出日において発行の日から3ヶ月以内の原本を提出してください。
- ※② (6) 及び(7) の書類については、応募者において、原本であることを証明してください。
- (10) 3年以上の実績の契約書等の写し（契約書、行政財産目的外使用許可書など）
- (11) 県内支店又は営業所を証明する書類

10 応募申込書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 千葉県道路公社 道路部 道路課 業務室
〒260-0013
千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階
- (2) 提出期限 令和5年3月13日（月）から令和5年3月15日（水）までの午前9時から午後5時までとします。なお、提出については、持参、郵送または託送（書留郵便等、記録の残るものに限る）とします。

11 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 応募申込書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 応募申込書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 応募申込書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 応募申込書に虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他、審査を行うに当たって不適当と認められるもの。

12 応募に要する経費

応募に要する一切の経費等については、応募者の負担とします。

13 決定方法

提出された応募申込書をもとに資格要件を満たすと認められた者が提出した、納付金提案書の提案納付金額が、「3 公募物件」で定める最低納付金額以上の金額で、最高価格の申込者を設置予定事業者に決定します。

最高価格となるべき提案納付金額での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立ち

会いのもと、くじ引きにより決定します。(電話で、くじ引きの実施日時を連絡します。)
決定は令和5年3月17日(金)の予定です。

1.4 設置事業者の公表

設置予定事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、道路公社ホームページに設置事業者名及び決定金額を掲載します。

1.5 契約の締結

設置予定事業者に決定された者は、決定の日から7日以内(年末年始(12月29日～1月3日)土曜日、日曜日、祝日を除く)に九十九里有料道路 飲料用自動販売機設置管理業務契約書(別添1)を締結しますので、その内容をご確認ください。

1.6 設置事業者の決定取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

この場合、提案納付金額が高額な順に他の応募者を繰り上げて設置予定事業者として決定することがあります。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約手続きを行わなかったとき。
- (2) 設置予定事業者が応募者としての資格を失ったとき。
- (3) その他設置予定事業者が本件契約の相手方として不適当と認められる場合。

1.7 設置費用等

- (1) 自販機の設置、撤去及び移転等(子メーターの設置、撤去及び移転を含む。)に要する一切の費用については、設置事業者の負担で行っていただきます。
- (2) 自販機設置に係る電気料金については設置事業者の負担とし、指定された期限までに納めていただきます。
- (3) 電気料金については、設置済みの子メーターから、以下の算定方式により算定します。
なお、子メーターは、設置事業者の負担で設置していただきます。

【電気料金】

$$\begin{bmatrix} \text{月額} \\ \text{電気} \\ \text{料金} \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} \text{子メーターに直結する} \\ \text{親メーターにより計算} \\ \text{される月額電気料金} \end{bmatrix} \times \frac{\begin{bmatrix} \text{当該子メーターの表示} \\ \text{する月間消費電力量} \end{bmatrix}}{\begin{bmatrix} \text{当該親メーターの表示} \\ \text{する月間消費電力量} \end{bmatrix}}$$

1.8 使用上の制限

- (1) 契約用途以外に使用しないこと。
- (2) 自販機を設置する権利を第三者に譲渡、転貸又は担保に供してはならないこと。

1 9 販売品の条件

- (1) 販売品は、缶、ビン、ペットボトル、紙パックなどの密閉式の容器に入った清涼飲料水や牛乳など多品種、多品目により構成するよう努めること。(酒類、麺類、カップ式飲料水及びその類似品は対象外です。)
- (2) 「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

2 0 維持管理

- (1) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、販売品の補充、賞味期限、金銭管理など自販機の維持管理は、設置事業者の責任において適切に行うこと。
- (2) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (3) 自販機の故障、保守管理、問い合わせ、苦情等については、設置事業者の責任において対応するものとし、連絡先を明記すること。
- (4) 盗難事故や破損事故等による損害は、道路公社の責によることが明らかな場合を除き、全て設置事業者が負うこと。

2 1 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が取り消された場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、道路公社に返還すること。

ただし、道路公社が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

2 2 その他

- (1) 現場説明会は実施しない。
- (2) 資格確認資料作成説明会並びに資格確認資料のヒアリングは実施しない。
- (3) 契約期間は、事情により変更することがある。

2 3 参 考

令和 3 年度 月平均交通量、各駐車場収容台数

・月別平均交通量 51,400 台／月（九十九里有料道路）

（九十九里有料道路）

項目／設置場所	一宮休憩所
駐車場収容台数 (内訳)	<u>35 台</u> 小型車 28 台 大型車 5 台 身体障害者 2 台

2 4 問い合わせ先

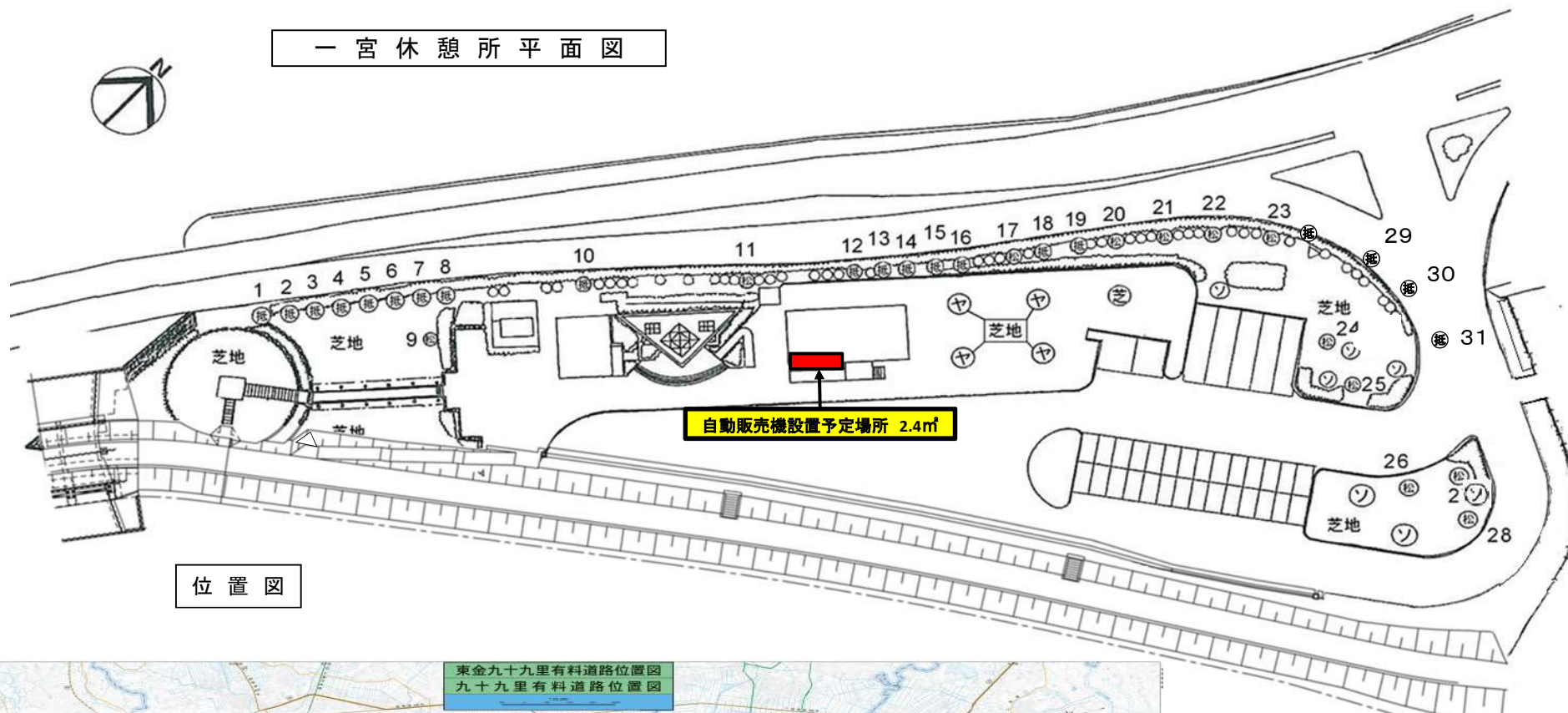
千葉県道路公社 道路部 道路課 業務室

TEL：043-227-9333

FAX：043-225-8619

E-Mail：dourobu-gyoumu2@chiba-dourokousha.or.jp

一宮休憩所平面図



位置図



応 募 申 込 書

令和 年 月 日

千葉県道路公社
理事長 神作 秀雄 様

住所又は所在地 〒

商号名称
及び代表者名 印
(担当者)
所属部署
氏名
電話

九十九里有料道路 飲料用自動販売機 設置事業者募集について、募集要領の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 応募物件

設置を希望する場所の申込み欄に○を記入して下さい。

物件場所	設置場所	申込み
1	九十九里有料道路 一宮休憩所	

2 県内事業所等の所在地及び商号名称

所在地

商号名称

3 添付書類

- (1)納付金提案書(別記様式第 2 号)
- (2)販売品目一覧表(別記様式第 3 号)
- (3)誓約書(別記様式第 4 号)
- (4)設置する自動販売機カタログ(寸法、消費電力等が確認できるもの)
- (5)会社概要書、定款、寄付、規約又はこれらに類する書類(商業登記謄本又は履歴事項全部証明書含む)
- (6)許認可書等の写し(該当する場合のみ、応募者にて原本証明のこと)
- (7)千葉県税(規則第四十号様式(その 2))、消費税及び地方消費税(その 3)の各納税証明書(発行の日から 3 か月以内の原本を提出のこと)
- (8)印鑑証明書(発行の日から 3 か月以内の原本を提出のこと)
- (9)3 年以上の実績の契約書等の写し(契約書、行政財産目的外使用許可書など)
- (10)県内支店又は営業所を証明する書類(別記様式第 6 号、別記様式第 7 号)

4 その他

応募者が使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

納 付 金 提 案 書

令和 年 月 日

千葉県道路公社
理事長 神作 秀雄 様

九十九里有料道路 飲料用自動販売機 設置事業者募集において、下記金額に該当金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって該当箇所の設置事業者として使用許可を希望します。

住所又は所在地〒

商号名称
及び代表者名
印

物件番号 (必ず記載してください)	提 案 納 付 金 額									
		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

- 1 提案納付金額は、募集要項の「3 公募物件」で定める最低納付金額以上を記入してください。
- 2 提案納付金額は、物件番号当たり年額納付金額とし、設置事業者の決定に当たっては、納付金提案書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって納付金とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった提案納付金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載して下さい。
- 3 金額は算用数字を用い、頭に¥の記号を記入してください。
- 4 複数応募する場合は、適宜複写してください。
- 5 応募者が使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑としてください。

別記様式第4号

誓 約 書

令和 年 月 日

千葉県道路公社

理事長 神作 秀雄 様

住所又は所在地 〒

商号名称

及び代表者名 印

九十九里有料道路 飲料用自動販売機 設置事業者募集に応募するに当たり、
下記の事項について真実に相違ありません。

記

- 1 九十九里有料道路 飲料用自動販売機 設置事業者募集要項「6 応募に必要な資格要件」の要件を満たしています。
- 2 提出した応募申込書に虚偽又は不正はありません。
- 3 設置予定事業者に決定した場合、千葉県道路公社ホームページに設置事業者名及び決定金額を掲載することに同意します。

※応募者が使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑としてください。

別記様式第 5 号

質 問 書

令和 年 月 日

千葉県道路公社
理事長 神作 秀雄 様

住所又は所在地 〒

商号名称
及び代表者名
(担当者) 印
所属部署
氏 名
電 話
F A X

質 問 箇 所
(記入例：応募要項 P 番号 の〇〇〇〇について)
質 問 内 容

- ※ 1 送信した旨、電話で連絡してください。
2 内容確認のため、後日担当者に連絡する場合があります。

別記様式第6号

委任状

令和 年 月 日

千葉県道路公社

理事長 神作 秀雄 様

住所

委任者 商号又は名称

代表者氏名

印

住所

受任者 職名

氏名

印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 委任事項

- (1)見積り及び申請に関する一切の権限
- (2)代金の請求及び受領に関する一切の権限
- (3)復代理人選定に関する一切の権限
- (4)契約の締結及び履行に関する一切の権限
- (5)上記に附帯する一切の権限

2 委任対象名

九十九里有料道路 飲料用自動販売機 設置管理業務委託

3 委任期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

注 1 2部提出すること。

2 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更手続きを行うこと。

支店又は営業所の所在地の住所及び略図

商号又は名称

1. 受任者の支店又は営業所名 _____
2. 県内支店又は営業所所在地
(所在地の住所) _____

- ・受任者の支店又は営業所の所在地の略図。
(わかりやすく記入し、支店又は営業所を着色すること。)

九十九里有料道路飲料用自動販売機設置管理業務契約書

千葉県道路公社（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、九十九里有料道路 一宮休憩所において、乙が設置する飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）の設置管理業務に関し次のとおり契約を締結する。

（設置場所及び台数）

第 1 条 乙は、甲が指定する下記の場所に自販機を設置し、管理するものとする。

設置する自販機は、九十九里有料道路飲料用自動販売機設置事業者募集要項「7 設置条件（1）」に規定するものとする。

設置場所：九十九里有料道路

一宮休憩所 長生郡長生村一松中瀬丙 4 4 4 5－2

（契約期間）

第 2 条 契約期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。

ただし、上記に定める契約期間の満了する 3 か月前までに契約継続の意向確認をし、甲乙双方異義なきときは、当初設定した公募条件を変更しないことを前提に令和 6 年 4 月 1 日から最長 4 年間を限度に契約期間を単年度更新することができる。

（納付金及び使用料）

第 3 条 納付金及び使用料は以下のとおりとする。

1 納付金の額は、年額 金 ， ， 円

（うち消費税及び地方消費税の額 ， 円）とする。

ただし、一年未満の契約期間に係る納付金は月割計算とし、一月未満の期間に係る納付金は一月として計算する。

2 使用料の額は、年額 8 ， 8 0 0 円／台とする。

ただし、一年未満の契約期間に係る使用料は月割計算とし、一月未満の期間に係る使用料は一月として計算する。

千葉県の手数料及び使用料条例が改定された場合、改定後の最初の年度から改定額に改めるものとする。

(納付金の納入方法等)

第4条 乙は、甲が発行する別記様式第2号に基づき、指定された期日までに一括して前条に規定する納付金を納入するものとする。

2 甲は、第13条第1項の規定により、又は乙からの申し出により本契約を解除した場合は、既納の納付金及び使用料を乙に返還しないものとする。

(設置費用等)

第5条 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所等への届出等の費用は、全て乙の負担とする。

2 自販機設置に係る電気料は乙の負担とする。

(設置費用等の納入方法)

第6条 乙は、甲が発行する別記様式第3号に基づき、指定された期日までに自販機設置に係る電気料金を納入するものとする。

(遅延利息)

第7条 乙は、第3条、第6条に係る納入が、指定された期限までに納入されなかったときは、支払期限の翌日から支払いまでの日数に応じ、当該金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を、遅延利息として、甲に支払わなければならない。

この場合の計算方法は、年365日とする。

遅延利息の金額が100円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

(維持管理)

第8条 自販機の設置管理、故障等の対応、販売品の補充、賞味期限、金銭管理など自販機の維持管理は、乙の責任において適切に行うこと。

2 乙は、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。

3 自販機の故障、保守管理、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において対応するものとし、自販機に連絡先を明記すること。

4 盗難事故や破損事故等による損害は、甲の責任によることが明らかな場合を除き、全て乙が負うこと。

（協力関係）

第9条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼働しない場合は直ちに乙に連絡する。乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

（販売品）

第10条 販売品は、缶、ビン、ペットボトル、紙パックなどの密閉式の容器に入った清涼飲料水や牛乳などの多種品、多目品により構成するよう努めること。酒類、麺類、カップ式飲料水及びその類似品は対象外。

2 販売品構成について、乙は甲の承認を受けなければならない。

3 「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

（販売価格）

第11条 販売価格について、乙は販売品目一覧表（別記様式第1号）記載の額とすることとし、変更する場合は、乙は甲の承認を得なければならない。

（賠償責任）

第12条 乙は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は乙の責任において一切解決するものとする。

（契約の解除）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部若しくは一部を解除することができる。

（1） 本契約の条項に違反したとき。

（2） 事業の存続が困難であると認められたとき。

（3） 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。

（4） 第3条、第6条の規定による納付金等の支払い義務を履行せず、甲の催告にもかかわらず納入期限を3ヶ月以上経過してもなお履行しないとき。

2 前項により契約が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

(契約解除による違約金)

第14条 乙は、前条第1項の規定により本契約を解除されたときは、甲に対し、違約金として、契約額の10%を支払うものとする。

ただし、同項第1号に該当する場合であって、甲が、公用又は公共用に供するため、契約を取消した場合は、この限りでない。

(違約金の納入方法)

第15条 乙は、指定された期日までに前条に規定する違約金を納入するものとする。

(必要な報告)

第16条 乙は、各自販機において、販売品目ごとに毎月の売上本数、売上金額を翌月の20日までに甲に対し、書面で報告するものとする。

(原状回復)

第17条 乙は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、甲に返還する。

ただし、甲が、必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(協議事項)

第18条 本契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲・乙が協議して、これを決定するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県千葉市中央区中央2丁目5番1号
千葉県道路公社
理事長 神作 秀雄

乙